

有害化学物質の管理に対する取組みの概要

(1)

根拠法令等の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 1 1 年 7 月 1 3 日法律第 8 6 号)	大阪府化学物質適正管理指針 (平成 7 年 5 月 1 日制定) 〔大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成 6 年 3 月 23 日条例第 6 号) 第 40 条に基づき制定〕
目的	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること (法第 1 条)	府域の事業所における化学物質の適正な管理について必要な事項を定め、化学物質の大気中への排出を抑制し、府民の健康を保護し、生活環境を保全すること (指針の 1)
対象化学物質	<p>第 1 種指定化学物質 3 5 4 物質 (法第 2 条第 2 項)</p> <p>: 下記の から までのいずれかに該当する化学物質であって、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質</p> <p>過去に環境省が行った環境調査で、2 以上の異なる環境質、地点又は調査時期で検出された化学物質が対象</p> <p>第 2 種指定化学物質 8 1 物質 (法第 2 条第 3 項)</p> <p>: 下記の から までのいずれかに該当する化学物質であって、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることを見込まれる化学物質</p> <p>過去に環境省が行った環境調査で、1 の環境質、地点及び調査時期で検出された化学物質が対象</p> <p>〔人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの 自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が に該当するもの オゾン層を破壊し、太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの〕</p>	<p>管理物質 : 1 2 3 物質 (指針の 2)</p> <p>: 下記の から までのいずれかに該当する化学物質</p> <p>〔概ね条例の規制物質と同等以上の毒性を有する物質のうち、測定方法が未開発である物質又は呼吸器系器官への暴露濃度と健康影響等についての定量的関係を示す適切な資料がない物質 条例の規制物質ほどの毒性はないが、府域での使用量が一定量以上と想定される物質 I A R C (世界保健機関の国際がん研究機関) 又は D F G (ドイツ科学振興協会) の発がん性評価が、それぞれグループ 2 A 及びグループ A 2 に評価されている物質〕</p>
制度の概要	<p>化学物質管理指針に基づく措置の実施 (法第 3 条・第 4 条)</p> <p>: 第 1 種指定化学物質及び第 2 種指定化学物質を取り扱う事業所が対象</p> <p>〔第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、用その他の取扱い等に係る管理を実施〕</p> <p>化学物質の排出量及び移動量の届出〔P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度〕 (法第 5 条)</p> <p>: 第 1 種指定化学物質を取り扱う事業所が対象</p> <p>化学物質等安全データシートの交付〔M S D S (Material Safety Data Sheet) 制度〕 (法第 1 4 条)</p> <p>: 第 1 種指定化学物質及び第 2 種指定化学物質を取り扱う事業所が対象</p>	<p>大阪府化学物質適正管理指針に基づく、管理物質の適正な管理 (条例第 4 0 条)</p> <p>: 管理物質を取り扱う事業所が対象</p> <p>〔人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質を製造し、又は使用する事業者は、大気中への排出を抑制するため、大阪府化学物質適正管理指針に基づき、これを適正に管理〕</p> <p>管理規程類の作成とその概要の報告 (指針の 6 の(2))</p> <p>使用及び製造された管理物質の量の報告 (指針の 6 の(1))</p>

有害化学物質の管理に対する取組みの概要

根拠法令等の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	大阪府生活環境の保全等に関する条例
届出制度	<p>対象業種 : <u>次に掲げる23業種</u> 金属鉱業、原油及び天然ガス鉱業、<u>製造業</u>、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分量、高等教育機関、自然科学研究所</p> <p>従業員数 : <u>常用雇用者数21名以上</u></p> <p>取扱量 : <u>いずれかの第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第1種指定化学物質については年間取扱量が0.5トン以上)である事業所を有する事業者</u> 次に掲げる事業者は、取扱量に関わらず対象(特別要件) ・鉱山保安法で定める施設を有する事業者 ・下水道終末処理施設を有する事業者 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出等の対象となる施設を有する事業者 ・ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設を設置している事業者</p>	<p>対象業種 : <u>製造業</u></p> <p>従業員数 : <u>使用又は製造された量の報告は、従業員数に関わらず全ての事業所</u> <u>管理規程類の概要の報告は、従業員数50人以上の事業所を設置する者</u></p> <p>取扱量 : <u>いずれかの管理物質の使用量及び製造量が、次の量以上である事業所</u> 有害性がAランクの管理物質 : 100kg又は100ℓ以上 有害性がBランクの管理物質 : 1,000kg又は1,000ℓ以上 有害性がCランクの管理物質 : 10,000kg又は10,000ℓ以上</p>
概要	<p>対象物質 : <u>年間取扱量が1t(特定第1種指定化学物質は0.5t)以上である第1種指定化学物質について報告</u></p>	<p><u>すべての管理物質について報告</u> 以下のいずれかに該当する物質については、報告の省略が可能 有害性がAランクの管理物質 : 30kg又は30ℓ未満 有害性がBランクの管理物質 : 100kg又は100ℓ未満 有害性がCランクの管理物質 : 100kg又は100ℓ未満</p>
要	<p>届出項目 : <u>第1種指定化学物質毎に、次の6項目を届出</u> <u>大気への排出量</u> <u>公共用水域への排出量</u> <u>当該事業所における土壌への排出量</u> <u>当該事業所における埋立処分量</u> <u>下水道への移動量</u> <u>当該事業所の外への移動量(廃棄物としての搬出量)</u></p>	<p><u>管理物質毎に、次の項目を届出</u> <u>使用及び製造の量</u></p> <p><u>管理規程類の概要</u></p>
届出期限	<p>報告対象年度の翌年度の6月末日まで</p>	<p>管理物質の使用量及び製造量は、報告対象年度の翌年度の6月末日まで <u>管理規程類の概要は、作成又は変更したとき</u></p>
罰則	<p><u>届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者 : 20万円以下の過料</u></p>	
管理指針の内容	<p>第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項</p> <p>一 化学物質の管理の体系化 (1) 化学物質管理の方針 (2) 管理計画の策定</p>	<p>1 目的 2 対象化学物質 3 対象事業所 4 遵守事項 (1) 管理規程類の作成</p>

有害化学物質の管理に対する取組みの概要

根拠法令等の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	大阪府生活環境の保全等に関する条例
<p>管理指針の内容</p>	<p>(3) 管理計画の実施 ア 組織体制の整備 イ 作業要領の策定 ウ 教育、訓練の実施 エ 他の事業者との連携 (4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し 二 情報の収集、整理等 (1) 指定化学物質等の取扱量等の把握 (2) 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集 三 管理対策の実施 (1) 設備点検等の実施 (2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理 (3) 設備の改善等による排出の抑制 ア 水及び土壌への浸透等の防止構造 イ 大気への揮発等による排出の抑制構造 ウ 排ガス処理設備又は排水処理設備の設置 エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理 (4) 主たる工程に応じた対策の実施 第二 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項 一 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等 二 化学物質の使用の合理化対策 (1) 工程の見直し等による使用の合理化 (2) 主たる工程に応じた対策の実施 第三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する<u>国民の理解の増進に関する事項</u> (1) 体制の整備 (2) 情報の提供等 (3) 国民の理解の増進のための人材の育成 第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する<u>情報の活用に関する事項</u> (1) 体制の整備等 (2) 情報の活用</p>	<p>(2) 管理組織の整備 (3) 適正管理 (4) 従業員教育 (5) <u>事故時の措置</u> ・ 事故発生時には、直ちに応急の措置を講じること ・ 事故により管理物質が著しく大気中に排出され又は飛散したときは、講じた応急措置の内容を速やかに報告すること 5 配慮事項 (1) 排出抑制対策 (2) <u>自己監視</u> (3) <u>新規使用等管理物質の事前評価等</u> (4) 関連企業に対する支援 6 報告 (1) 管理物質の<u>使用量等の報告</u> (2) <u>管理規程類等の概要の報告</u></p>